

# 一般社団法人日本性感染症学会 認定制度 施行細則

## 第1条（総則）

一般社団法人 日本性感染症学会(以下「本会」という)は、本会の認定制度規則(以下「規則」という)第1条に基づき、規則に定めた以外の事項について認定制度施行細則(以下「施行細則」という)に定めるものとする。

## 第2条（教育研修単位）

本会の認定制度における認定医および認定士の資格取得申請および資格更新申請に必要な教育研修単位について別表のごとく定める。

2. 参加によりカウントされる単位については、次にあげる内容が表記された参加証コピーの提出を必須とする。
  - (1) 主催学会名・学術会議名
  - (2) 開催回数
  - (3) 開催期間
  - (4) 開催場所・会場
  - (5) 申請者自身の氏名
3. 性感染症に関連する学術演題発表の実績よりカウントされる単位については、抄録集またはプログラムにおいて次にあげる内容が掲載されているページのコピーの提出を必須とする。
  - (1) 主催学会名・学術会議名
  - (2) 開催回数
  - (3) 開催期間
  - (4) 開催場所・会場
  - (5) 発表内容
4. 性感染症に関連する学術論文掲載の実績よりカウントされる単位については、対象の学術的雑誌において次にあげる内容が掲載されているページのコピーの提出を必須とする。
  - (1) 雑誌名
  - (2) 発刊年月
  - (3) 巻数・号数
  - (4) 掲載論文内容(タイトル含む)
  - (5) 申請者自身の氏名

## 第3条（認定医試験および認定士試験）

本会の認定医または認定士の資格取得を希望する者は、認定医試験または認定士試験(以下「試験」という)に合格をしなければならない。各試験は認定制度委員会が年1回開催し、開催概要については学会ホームページ等にて公示する。受験希望者は指定の申請用紙にて申し込むものとする。

## 第4条（受験申請料）

本会の各試験を受験する者は、次に定める受験申請料を事前に納めなければならない。

- (1) 認定医の場合：10,000円
- (2) 認定士の場合：5,000円

## 第5条（登録料）

本会の各試験に合格した者は、次に定める登録料を試験合格後に納めなければならない。

- (1) 認定医の場合：10,000円
- (2) 認定士の場合：5,000円

## 第6条（更新申請登録料）

本会の認定医および認定士に資格更新の申請を行う者は、次に定める更新申請登録料を更新申請書類の提出前に納めなければならない。

- (1) 認定医の場合：10,000円
- (2) 認定士の場合：5,000円

## 第7条（更新延期申請）

本会の認定制度における認定医および認定士の資格更新申請の期間において、次に定める事由により更新申請が困難な者は、更新延期願の申請書を資格更新申請書類の提出期間内に委員会へ提出し、更新延期の申請を行うことができる。1回の申請で1年間の延期とし、最大(最長)で3回(1年間×3)まで申請可能とする。委員会は提出された申請を審議し、正当な事由であると判断した場合、申請者へ更新延期の承認連絡を行う。更新延期申請が承認された者は次回更新申請書類の提出期間内に、当初の資格認定期間の5年間と、承認された延長期間を足した期間の合計期間で施行細則第2条に定める教育研修単位を認定医は50単位以上、認定士は30単位以上を取得しなくてはならない。

- (1) 留学・海外勤務
- (2) 病気療養
- (3) 出産・育児
- (4) 災害(被災・被災支援等)
- (5) その他

## 第8条（特別措置）

施行細則に定められていない不測の事象が発生した場合は、適宜委員会にて審議の上、対応するものとする。

## 第9条（改廃）

施行細則の改廃は、委員会より理事会へ上申し、理事会の議を経て行う。

## 附則

施行細則第4条、第5条および第6条の納入先は次の金融機開口座とする。

金融機関：みずほ銀行

支店：本郷支店

口座種別：普通

口座番号：2939276

口座名義：一般社団法人 日本性感染症学会[シャ)ニホンセイカンセンショウガッカイ]

2016年9月20日改定

2017年10月24日改定

2018年6月14日改定

2018年10月1日改定

別表

参加により単位としてカウントされるもの	単位
日本性感染症学会 年次学術大会	20
卒後・生涯学習プログラム（日本性感染症学会 年次学術大会開催時）	10
*1 日本性感染症学会の支部の学術大会 or 学術集会	10
*2 各地域性感染症[STI/STD]研究会（認定制度委員会へ申請し承認されたもの）	5
*3 認定士への集い（日本性感染症学会 年次学術大会開催時）	10
日本医学会 総会	10
性感染症に関連する国際学会	10

※2016年9月20日の本施行細則改定の以前に開催された\*1は5単位、\*2は3単位でカウントする  
 ※2018年10月1日の本施行細則改定の以前(第30回学術大会まで)に開催された\*3は5単位でカウントする

認定制度委員会が指定する関連団体の学術大会・学術集会などへの参加により5単位としてカウントされるもの	
い	日本医学検査学会（日本臨床衛生検査技師会）
え	日本エイズ学会
か	日本外来小児科学会
	日本化学療法学会（支部総会含む）
	日本学校保健学会
	日本環境感染学会
	日本感染症学会（地方部会含む）
	日本眼科学会
こ	日本公衆衛生学会
さ	日本産科婦人科学会（連合地方学会・地方学会含む）
	日本産婦人科感染症学会
し	日本思春期学会
	日本耳鼻咽喉科学会（地方部会含む）
	日本周産期・新生児医学会
	日本小児科学会（地区小児科学会含む）
	日本小児感染症学会
	日本小児保健協会
	日本助産学会
せ	日本性科学会
	日本生殖看護学会
ち	日本地域看護学会
な	日本内科学会（地方会含む）
ひ	日本泌尿器科学会（地区総会・地方会含む）
	日本皮膚科学会（支部大会・地方会含む）
	日本病院総合診療医学会
	日本病院薬剤師会
ふ	日本プライマリ・ケア連合学会（支部大会・地方会含む）
ほ	日本母子看護学会
	日本母性衛生学会（都道府県学会含む）
	日本母性看護学会
や	日本薬剤師会
り	日本臨床ウイルス学会
	日本臨床微生物学会

性感染症に関連する学術演題の発表（学会の種類は問わず）	単位
筆頭演者	10
共同演者	3

性感染症に関連する学術論文の掲載	単位
日本性感染症学会誌－筆頭著者	20
日本性感染症学会誌－共同著者	5
その他の学術的雑誌－筆頭著者	10
その他の学術的雑誌－共同著者	3